

第 1 章 勞務單價

(1)公共工事設計労務単価

職 種	単 価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K			備 考
			時間外 (A)×1/8 ×1.25	休 日 (A)×1/8 ×1.35	深 夜 (A)×1/8 ×0.25	
特 殊 作 業 員	22,000	0.786	0.123	0.133	0.025	
普 通 作 業 員	19,900	0.856	0.134	0.144	0.027	
軽 作 業 員	13,600	0.903	0.141	0.152	0.028	
造 園 工	21,200	0.777	0.121	0.131	0.024	
法 面 工	24,400	0.827	0.129	0.140	0.026	
と び 工	24,100	0.870	0.136	0.147	0.027	
石 工	32,400	0.943	0.147	0.159	0.029	
ブ ロ ッ ク 工	25,800	0.855	0.134	0.144	0.027	
電 工	21,900	0.709	0.111	0.120	0.022	
鉄 筋 工	23,500	0.886	0.138	0.150	0.028	
鉄 骨 工	22,700	0.787	0.123	0.133	0.025	
塗 装 工	25,500	0.814	0.127	0.137	0.025	
溶 接 工	26,300	0.840	0.131	0.142	0.026	
運 転 手 (特 殊)	20,800	0.805	0.126	0.136	0.025	
運 転 手 (一 般)	18,600	0.828	0.129	0.140	0.026	
潜 か ん 工	31,300	0.884	0.138	0.149	0.028	
潜 か ん 世 話 役	37,100	0.652	0.102	0.110	0.020	
さ く 岩 工	24,800	0.783	0.122	0.132	0.024	
ト ン ネ ル 特 殊 工	34,700	0.958	0.150	0.162	0.030	
ト ン ネ ル 作 業 員	25,100	0.948	0.148	0.160	0.030	
ト ン ネ ル 世 話 役	37,900	0.959	0.150	0.162	0.030	
橋 りょう 特 殊 工	28,300	0.885	0.138	0.149	0.028	
橋 りょう 塗 装 工	29,300	0.895	0.140	0.151	0.028	
橋 りょう 世 話 役	35,400	0.790	0.123	0.133	0.025	
土 木 一 般 世 話 役	24,700	0.777	0.121	0.131	0.024	
高 級 船 員	26,100	0.713	0.111	0.120	0.022	
普 通 船 員	21,700	0.733	0.115	0.124	0.023	
潜 水 士	34,200	0.826	0.129	0.139	0.026	
潜 水 連 絡 員	26,000	0.904	0.141	0.153	0.028	
潜 水 送 気 員	24,200	0.878	0.137	0.148	0.027	
山 林 砂 防 工	23,100	0.809	0.126	0.137	0.025	
軌 道 工	36,700	0.783	0.122	0.132	0.024	
型 わ く 工	25,800	0.911	0.142	0.154	0.028	
大 工	23,100	0.911	0.142	0.154	0.028	
左 官	23,900	0.847	0.132	0.143	0.026	
配 管 工	21,800	0.760	0.119	0.128	0.024	
は つ り 工	25,400	0.868	0.136	0.146	0.027	
防 水 工	24,400	0.796	0.124	0.134	0.025	
板 金 工	23,400	0.809	0.126	0.137	0.025	
タ イ ル 工	21,600	0.892	0.139	0.151	0.028	
サ ッ シ 工	25,200	0.773	0.121	0.130	0.024	
屋 根 ふ き 工	-	-	-	-	-	
内 装 工	25,500	0.823	0.129	0.139	0.026	
ガ ラ ス 工	23,300	0.747	0.117	0.126	0.023	
建 具 工	22,300	0.787	0.123	0.133	0.025	
ダ ク ト 工	21,900	0.749	0.117	0.126	0.023	
保 温 工	24,100	0.768	0.120	0.130	0.024	
建 築 ブ ロ ッ ク 工	25,100	-	-	-	-	
設 備 機 械 工	23,300	0.745	0.116	0.126	0.023	
交 通 誘 導 警 備 員 A	13,700	0.861	0.135	0.145	0.027	
交 通 誘 導 警 備 員 B	11,900	0.903	0.141	0.152	0.028	
助 手	19,900	0.856	0.134	0.144	0.027	(普通作業員)
機 械 工	26,300	0.840	0.131	0.142	0.026	(溶接工)
船 団 長	26,100	0.713	0.111	0.120	0.022	(高級船員)
潜 水 世 話 役	34,200	0.826	0.129	0.139	0.026	(潜水土)

備考

- 1.本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価を拘束するものでない。
- 2.本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3.時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4.本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は含まれていない。

交通誘導警備員A

警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B

警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

<参考>

労務賃金の補正

(1)作業時間帯による補正

- イ) 標準労働時間内で、通常の作業時間帯(6時～20時)にかかる時間帯は、労務賃金とする。
- ロ) 標準労働時間内で、夜間の作業時間帯(20時～6時)にかかる時間帯は、労務賃金に1.5を乗ずる。

(2)時間外による補正

- イ) 標準労働時間を超える場合で、深夜時間(22時～5時)にかかる部分については、深夜時間外手当(労務賃金×構成比×1.5)とする。
- ロ) 標準労働時間を超える場合で、上記イ)以外にかかる部分については、時間外手当(労務賃金×構成比×1.25)とする。
なお、構成比とは、労務賃金に占める基本給の割合をいう。

(3)交替制による補正

- イ) 2交替制または3交替制で計画する場合、標準労働時間内は労務賃金とする。
その内、深夜時間(22時～5時)の間にかかり作業を行う場合は、深夜作業手当(労務賃金×構成比×0.25)を加算する。
- ロ) 2交替制の場合にあって、標準労働時間を超える場合は、時間外手当(労務賃金×構成比×1.25)、及び深夜時間外手当(労務賃金×構成比×1.5)とする。

(2)設計技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
理事・技師長	66,900	50		
主任技師	58,600	55		
技師(A)	51,200	60		
技師(B)	41,600	60		
技師(C)	32,800	60		
技術員	29,000	60		
主任技術者	70,600	60		

(3)測量技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
測量主任技師	48,000	60		
測量技師	42,200	55		
測量技師補	32,400	60		
測量助手	31,100	60		
測量補助員	25,400	65		
操縦士	55,300	40		
整備士	42,200	55		
撮影士	39,300	65		
撮影助手	31,800	65		
測量船操縦士	31,400	50		
製図工(図工)	31,100	60	(測量助手)	

(4)土質地質調査技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
地質調査技師	50,100	55		
主任地質調査員	36,800	55		
地質調査員	27,200	55		

備考

1 設計技術者等の基準日額の定義

基準日額の構成は、基本給相当額、諸手当、賞与相当額、事業主負担額である。

土、日を問わず昼間における労働時間8時間に対する賃金である。

2 超過業務標準時間相当額の取扱い

超過業務標準時間相当額 = 超過業務時間当り単価 * 対象時間数

超過業務標準時間当り単価 = 基準日額 × 1/8 × (1円単位、小数点以下切り捨て)

但し、 = 125/100(時間外) = (割増対象賃金比)

= 150/100(時間外の深夜)

(5)発注者支援業務技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
管理技術者	51,200	60	(技師(A))	
担当技術者	29,000	60	(技術員)	

(6)電気通信施設技術者基準日額

技術者名称	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
電気通信技術者	33,100	65		注1
電気通信技術員	22,300	65		注1
SI電気通信技術者	33,100	65	(電気通信技術者)	注1
SI電気通信技術員	22,300	65	(電気通信技術員)	注1
点検技術者(電)	33,000	66		注2
点検技術員(電)	25,400	66		注2
運転監視技術員	25,400	66		注3

注1) 土木請負工事工事費積算基準(電気通信編)の労務費のうち技術労力費を定めたもの

注2) 電気通信施設点検業務積算基準(案)及び電気通信施設保守業務積算基準(案)の労務費のうち直接人件費を定めたもの

注3) 電気通信施設運転監視業務積算基準(案)の労務費のうち直接人件費を定めたもの

(7)機械設備工事積算に係わる標準賃金

名称	標準賃金 (円/日)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
機械設備製作工	25,500	-		注1
機械設備据付工	25,600	65.4		注2

注1) 内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

即ち、「機械設備積算基準」の製作原価以外では適用できない

注2) 内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与である。

(8)橋梁製作に用いる直接労務費

名称	工数単価 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備考	注記
製作工(橋梁)	27,800	-		8時間当たりの単価

(9)日当・宿泊料・滞在日額旅費

職種	日当	宿泊料				
		普通旅費		滞在日額旅費		
		甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上
主任技術者	2,363	11,909	10,727	8,354	7,509	6,681
理事・技師長	2,363	11,909	10,727	8,354	7,509	6,681
主任技師	2,363	11,909	10,727	8,354	7,509	6,681
技師(A)	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
技師(B)	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
技師(C)	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
測量主任技師	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
測量技師	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
操縦士	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
整備士	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
撮影士	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
測量船操縦士	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
地質調査技師	2,000	9,909	8,909	8,354	7,509	6,681
技術員	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
測量技師補	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
測量助手	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
測量補助員	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
撮影助手	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
主任地質調査員	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390
地質調査員	1,545	7,909	7,090	6,736	6,063	5,390

注) 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」による地域をいう。乙地方とは甲地方以外の地域をいう。
 宿泊料は、「旅館に宿泊する場合」を適用している。

(10)「港湾請負工事積算基準」の標準賃金について

1. 潜水士(ダイバー)及び上廻り員

名称	労務単価 (円/日)	割増対象 賃金比 (%)	備考
潜水士(ダイバー) 10m未満	49,500	-	
潜水士(ダイバー) 10m以上20m未満	53,100	-	
潜水士(ダイバー) 20m以上30m未満	56,800	-	
潜水士(ダイバー) 30m以上40m未満	60,700	-	
潜水士補助員(ダイバー) 10m未満	49,500	-	(潜水士(ダイバー))
潜水士補助員(ダイバー) 10m以上20m未満	53,100	-	(潜水士(ダイバー))
潜水士補助員(ダイバー) 20m以上30m未満	56,800	-	(潜水士(ダイバー))
潜水士補助員(ダイバー) 30m以上40m未満	60,700	-	(潜水士(ダイバー))
上廻り員	24,200	87.8	(潜水送気員)

注)標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。
調査等業務及び船舶・機械製造修理工事(港湾空港関係に限る)の積算に用いる。

2. 船舶製作工

名称	標準賃金 (円/日)	割増対象 賃金比 (%)	備考
船舶製作工	26,300	-	

注)標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。
調査等業務及び船舶・機械製造修理工事(港湾空港関係に限る)の積算に用いる。

3. 8時間以外単価と乗船手当(回航・えい航等)

名称	標準賃金 (円/日)	割増対象 賃金比 (%)	備考
船団長(11H/日)	34,790	-	(高級船員)
高級船員(11H/日)	34,790	-	
普通船員(11H/日)	29,190	-	
船団長乗船手当	2,854	-	(高級船員)
高級船員乗船手当	2,854	-	
普通船員乗船手当	2,336	-	
特殊作業員(10H/日)	27,410	-	締固砂杭打込・砂杭打込
普通作業員(22H/日、2ワッチ)	29,490	-	排砂管保守

名称	割増すべき時間数	労務単価	割増対象賃金比	割増係数	K	積算労務単価
特殊作業員(10H/日)	2	22,000	0.786	1.25	0.1230	27,410
船団長(11H/日)	3	26,100	0.713	1.25	0.1110	34,790
高級船員(11H/日)	3	26,100	0.713	1.25	0.1110	34,790
普通船員(11H/日)	3	21,700	0.733	1.25	0.1150	29,190

$K = 1 \text{ 時間当り割増賃金係数} = \text{割増対象賃金比} \times 1 / 8 \times \text{割増係数} \text{ (小数第4位四捨五入)}$

積算労務単価 = 所定内労働に対する賃金 + 割増賃金

= 労務単価 (休日の場合は計上しない) + 労務単価 × K × 割増すべき時間数 (1位四捨五入)

名称	労務単価	割増対象賃金比	T		積算労務単価
普通作業員(22H/日、2ワッチ)	19,900	0.856	0.4820	0.5625	29,490

2交代制の場合の積算労務単価 = 労務単価 + 労務単価 × T (1位四捨五入)

T: 2交代制の場合の総割増賃金係数

T = 割増対象賃金比 × (小数4位四捨五入)

: 割増賃金率 (就業時間数、時間帯により計算する)

